

議第44号 呉市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

平成27年2月の札幌市での看板落下事故をはじめ、屋外広告物の老朽化や適切に管理されていないことを原因とする事故が全国で発生していることから、国土交通省により管理義務の明確化並びに安全点検の義務化及び有資格化に係る「屋外広告物条例ガイドライン」（昭和39年3月27日建設都総発第7号都市総務課長通達）の改正が行われました。

また、これに加えて、公共空間や公共物を利活用したまちづくりの機運の高まりを受け、同ガイドラインにおいて、エリアマネジメント*活動推進のための広告物や公共施設に表示する広告物の規制弾力化に係る改正等もされました。

これらの改正を踏まえ、本市においても、屋外広告物の安全対策を強化するとともに、屋外広告物を活用したまちづくりを推進するため、所要の規定の整備をするものです。

※ エリアマネジメント

地域における良好な環境や地域の価値を維持向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組をいいます。

2 改正の内容

(1) 屋外広告物の安全対策の強化

ア 管理義務の明確化（第14条）

屋外広告物の表示者、設置者及び管理者は、屋外広告物に関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態を保持するよう条例で定めていますが、これらの者に加え、屋外広告物の所有者及び占有者にも管理義務があることを条例上明確化します。

また、当該管理義務が屋外広告物の除却にまで及ぶことを条例上明確化します。

イ 許可物件に係る安全点検の義務化及び管理者の有資格化（第26条及び26条の2）

市内に表示される屋外広告物のうち規則で定める一定規模以上のものについて、当該屋外広告物の表示者、設置者等に、その本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況についての安全点検を義務付けます。

また、当該点検は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第10条第2項第3号イに規定する試験に合格した屋外広告士や、建築士（一級、二級）、広告物の点検に関する技能講習のうち市長が認めたものの修了者等の規則で定める有資格者により実施することを義務付けます。

(2) 公共空間等における屋外広告物の活用

ア 公益性の高い施設等に表示する屋外広告物の規制の弾力化（第7条第8項）

施設や物件の適切な更新や維持管理等のための取組として、公益上必要な施設又は物件で規則で定めるものに屋外広告物を表示する場合において、そ

の広告料収入を当該施設の維持管理費等に充てるときは、屋外広告物の表示を禁止する地域においても当該広告物を表示することができるよう規制を弾力化します。

イ エリアマネジメント活動推進のための屋外広告物の規制の弾力化（第7条第9項）

法人その他の団体が表示する屋外広告物について、公共空間等におけるまちの賑わい創出や公衆の利便向上に資するものであって、地域における公共的な取組として規則で定めるものにその広告料収入を充てるものについては、屋外広告物の表示を禁止する地域及び物件においても、市長の許可を受けて、当該広告物を表示することができるよう規制を弾力化します。

(3) その他

ア 公共的目的をもって表示する広告物の設置等に関する適用除外団体の追加（第7条第2項第10号）

国又は地方公共団体が公共的目的で表示する屋外広告物については、当該広告物の表示に係る許可を要さず、また、表示を禁止する地域等の適用から除外していますが、公益法人、市民公益活動団体（呉市市民協働推進条例（平成15年呉市条例第12号）第2条第3号に規定する団体をいいます。）等が表示する屋外広告物（一定の要件を満たすものに限り、）についても同様の扱いとします。

イ 寄贈者名表示に係る適用除外の追加（第7条第7項）

デザインマンホールなど、公益上必要な施設又は物件に寄贈者名を表示する屋外広告物について、規則で定める基準を満たす場合には、許可を不要とします。

3 施行期日

令和2年4月1日。ただし、許可物件に係る安全点検の義務化及び管理者の有資格化に係るものについては、令和3年4月1日。